

一般社団法人 データマネジメント協会日本支部 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 データマネジメント協会日本支部（以下「当法人」という）定款第7条の規定に基づき、当法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は設けない。

(年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 個人会員 1万円
- ② 法人会員 3万円

2 事業年度途中で入会した会員のその事業年度の会費は、以下の通りとする。

- ① 4月1日～9月30日の入会 1項の年会費
- ② 10月1日～翌3月31日の入会 1項記載の年会費の半額

(会費等の使途)

第4条 前2条の会費は、著名なゲスト講演者の招聘や、データマネジメントアソシエーションインターナショナル（以下「DAMA-I」という）の提携費支払い、施設、設備のレンタル費、軽食代等に適切に使われるものとする。

2 ワークショップやシンポジウムなど特別な催し物の参加費コストは、会費とは別途、その催しへの参加費として徴収する。

(払い戻し)

第5条 会員が年度内に退会した場合でも、支払われた会費は一切返還しない。

2 ワークショップやシンポジウムなど特別な催し物において徴収した参加費においても、キャンセルされた場合に払い戻ししない。

(変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。